

令和6年度 後期剣道審査会について

本年度審査会を下記の要項により実施いたします。受審者を取りまとめの上申し込み頂きますようお願いいたします。

記

主催 広島県剣道連盟 主管 広島市剣道連盟

1、日時

令和7年3月23日(日) 9:00開場、9:00～9:30受付、9:40開会
※ 受付終了後の受審は出来ません(早めに会場へ来ること。)

2、場所 広島県立総合体育館 武道場 (広島市中区基町4-1)

3、審査段位 初段～三段 **※四、五段の受審はありません**

4、受審資格 (1) 広島県剣道連盟の会員で今年度会費を納入し、所属連盟長の許可を得たもの。
継続会員については前年度会費も確認のこと。
(2) 全日本剣道連盟の段位を保有し、下記修年年限以上の者。

段位	修業年数
初段	一級位受有後一ヵ月以上経過した審査当日満13歳以上の者
二段	初段受有後一年以上
三段	二段受有後二年以上

5、審査内容 (1) 実技審査(面マスク又はマウスガード着用)
(2) 剣道形審査
(3) 学科審査(講習会で専用レポート用紙配布、審査当日レポート提出)
※講習会未参加者は審査当日会場で筆記試験を実施(剣道解説書持ち込み可)

6、審査料

受審段	初段	二段	三段
審査料	3,300	4,400	5,500

7、全日本剣道連盟登録料

段位	初段	二段	三段
登録料	16,230	19,100	22,950

※ 70歳以上は半額

※ 合格者は、当日振込用紙をお渡しします。振込納付領収書を大切に保管しておいて下さい。

※ 振込用紙に受審者の氏名・合格段位を必ず書いて下さい。

※ 振込手数料は受審者負担でお願いします。

8、講習会 令和7年2月24日(祝・月) 9:20受付、10:00開講式
広島県立総合体育館 武道場 (広島市中区基町4-1)
講習会費 2,500円
持参するもの 防具・木刀・健創解説書・昼食

9、審査申込先
〒733-0812 広島市西区己斐本町3-11-6アイテレコムサービス(株)内
安佐北区剣道連盟事務局

10、申込方法 所定の申込書に必要事項を記入し、講習料、審査料、手数料を添えて申込して下さい。
(例: 初段 審査料3,300円+手数料500円+講習料2,500円 合計6,300円となります)
《振込み口座》 ゆうちょ銀行15160-47810811 安佐北区剣道連盟

※ 申込書は郵送・持参のみ受け付け、FAX・メール不可。

※ 振込明細連絡表(安佐北区連書式)を必ず郵送又は、メールかFAXしてください。

11、申込締切 令和7年2月5日(水) 必着。締切厳守

12、注意事項 (1) 所定の申し込み用紙に自筆で記入の上、審査費および講習費を添えて申し込みのこと。
(2) 申込用紙への記入は楷書で記入のこと。用紙はA4県連盟様式を使用のこと。(自作は不可)
(3) 前段取得年月日は、必ず証書を確認して記入して下さい。
※ 他県で1級位を取得された方は、申込用紙に必ず証書のコピーを添付して下さい。
(4) 実技、形免除の受審者は証明書を申込書に添付して下さい。
(5) 有段者は全剣連番号・初段受審者は1級開催場所と合格日を必ず記入して下さい。

剣道
居合道
杖道

段位審査申込書

受審番号

フリガナ							(旧姓)			性別	
氏名										男 女	
生年月日	昭和・平成	両方ご記入下さい	年	年	月	日	生	(満才)			
	西暦										
住所	〒										
電話番号	自宅				勤務先						
					中学校 年生						
					高等学校 年生						
					大学 年生						
現 級 段 位	剣道	級 段		取得場所	都道府県剣道連盟						
	居合道	級 段			(現級段位取得時の所属都道府県名)						
	杖道	級 段			取得年月日	昭和・平成 年 月 日					
	該当するものに○をしてください					西暦 年(ご記入ください)					
受審種目 受審段位	剣道	段			全剣連番号						
	居合道	段									
	杖道	段									
所属地区	広島 地区剣道連盟		所属道場・教室・クラブ他の名称								
所属連盟	安佐北区 剣道連盟(会費納入先)										
地区長名	(認印)										
所定の審査料を添え申込みを致します 平成 年 月 日 受審者氏名 _____ (印) (一財)広島県剣道連盟会長殿											
道場取扱 責任者	住所										
	氏名	(印) ☎									
地区剣連	入会金	会費	審査料	講習料	入金日	合計金額					
						¥					